

# 令和6年度 部活動基本方針 ～ 志布志市立宇都中学校 ～

## 【目次】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	基本的な考え方・・・・・・・・・・	P1
3	方針の実現に向けた具体的取組・・・・・・・・	P1～P4
	(1) 適切な指導の実施について	
	(2) 学校ごとの活動方針等の作成等について	
	(3) 休養日及び活動時間等について	
	(4) 安全への取組について	
	(5) 体罰や不適切な指導等の禁止について	
	(6) 保護者及び地域等との連携について	
	(7) 部活動を支える環境整備について	
4	部活動設置基準・・・・・・・・・・	P4
5	部活動以外の中体連大会のみへ出場の配慮・・・	P4
6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P4

## 1 はじめに

宇都中学校の部活動は学校教育の一環として行われ、心身を鍛えることを基本に生徒同士や教職員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感や責任感、連帯感などを高めたりするなど、教育的意義は大変大きい。

また、健全な心身の伸長を図るためには、学業との両立を考慮した、適度な休日や適切な練習時間などを管理することが大切である。

将来においても、スポーツや文化的活動等に親しむことの楽しさや必要性を身近なものとして捉えさせるためにも、部活動あり方について、生徒と教職員、保護者、そして地域の共通理解を求める必要がある。

そこで、部活動の意義や目的の実現を確かなものとするために、「志布志市中学校部活動基本方針」（以下「市基本方針」）をもとに「宇都中学校部活動基本方針」（以下「宇都中基本方針」）を策定する。

## 2 基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成の育成に資するものとし、「市基本方針」に基づき、「宇都中基本方針」は、以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しみ、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために、過度な負担とならないよう適切な活動日数や活動時間を定め、計画的に部活動を実施する。

## 3 方針の実現に向けた具体的取組

### (1) 適切な指導の実施について

ア 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒が自主的・自発的な参加、学級や学年のを越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成と豊かな学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。

イ 各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安は12回とする。ただし、中体連主催の大会（地区・新人）、県や九州・全国の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない。運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成視点を大切に指導する。

ウ 部活動の指導者は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動の機会を奪うこと等を正しく理解する。

エ 部活動の指導者は、部活動の特性を踏まえた科学的（合理的かつ効率的・効果的な）トレーニング方法や練習方法などを導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、限られた時間で効果が得られる活動を実施する。

オ 部活動の指導者は、一方的な方針により活動するのではなく、各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒との意見交換等を通じて要望や意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

## (2) 活動方針の作成等について

ア 本校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、鹿児島県教育委員会「鹿児島県部活動の在り方に係る方針」、「市基本方針」及び自校の実態等を踏まえ、「宇都中基本方針」を作成した。また、「宇都中基本方針」及び活動計画等を学校ホームページに掲載するとともに、PTA総会等で公表し、周知と啓発を図る。

イ 部活動の指導者は、「宇都中部活動基本方針」を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の実績報告及び年間活動実績を校長に報告する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教職員の負担が過度にならないように適宜指導を行う。

エ 市教育委員会へ、年度始めに「宇都中基本方針」と年間活動計画、年度の終わりに年間活動実績の報告し、適切な指導と助言を行う。

## (3) 休養日及び活動時間等について

ア 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、本校では、週当たり2日以上以上の休養日（水曜日と週休日等の1日以上を休養日とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）を設定する。

イ 活動時間については、長くとも平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とし、限られた時間に、できるだけ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、学校閉庁期間等は、原則として活動は行わない。また、生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休養期間（オフシーズン）を計画的に設ける。

エ 練習試合・練習に関しては、午前または午後の3時間程度で計画する。生徒の疲労蓄積につながらないよう十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

オ 長期休業中の平日の練習試合等を原則として禁止する。

## (4) 安全への取組について

ア 部活動の指導者は、日頃から生徒の健康状態や技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

イ 部活動の指導者は、熱中症の予防対策・感染症対策を行うなど、環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。

ウ 部活動の指導者は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関連機関への連絡体制を確認しておく。また、AEDの適切な対応ができるようにする。

エ 部活動の指導者は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

(5) 体罰や不適切な指導等の禁止について

ア 部活動の指導者は、いかなる理由があっても体罰や不適切な指導等は、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。

イ 部活動の指導者は、生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。

ウ 教職員は、部活動で厳しい指導と称して体罰や不適切な指導等を正当化する風潮や人権尊重の精神に反する行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して容認されるものではないとの認識を持ち、適宜部活動の指導者の研修を行うなど、体罰や不適切な指導等を行わないための取組を行う。

(6) 保護者及び地域等との連携について

ア 部活動の指導者は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換を行い、保護者の理解を得る。

イ 部活動の指導者は、活動中のけが等に関しては、速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。

ウ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。

(7) 部活動を支える環境整備について

ア 県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織の規定及び「市基本方針」を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

イ 生徒の安全の確保の観点から、部活動の設置に当たっては、生徒のニーズを把握しつつ、複数顧問体制による運営及び活動場所等の確保、学校規模、各種目の部員数単独チーム編成に必要な人数を考慮し先の見通しを立てるなど、廃部並びに新設を適切に検討する。

ウ 生徒数、教職員数の減少から、現在設置されている部活動で、公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを視野に入れて検討する。

エ 学校教育活動以外の運動競技（学校名を使用するもの）の開催は、原則年2回以内とする。ただし、国民体育大会の予選についてはこの限りではない。

※ 「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規定」より

(1) 個人種目のない以下の（7競技）に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）

ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）、アイスホッケー（11）

但し、（ ）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。

#### 4 部活動設置等について

- (1) 体育系の部活動の場合は、中体連主催をはじめ、各種競技団体主催の大会に出場できる競技とする。
- (2) 文化系の部活動の場合は、原則として文化団体が主催するコンクール等に出場できる活動とするが、生徒が意欲を持って活動できる場がある場合はその限りではない。
- (3) 部活動設置については、生徒数減少や部活動設置により、現在活動中の部の維持が困難にならないようにする。
- (4) 部活動設置については、部活動の顧問の複数配置ができるようにする。
- (5) 部活動設置については、部活動の活動場所がきちんと確保できるようにする。
- (6) 特に、部活動新設については、上記の(3)～(5)を含めたその他の様々な問題から、原則設置できない。まずは、学校長と話し合いをもって先を見通し時間をかけて検討していくこととする。

#### 5 部活動以外の中体連大会のみへ出場の配慮

以下の(1)～(3)の条件のいずれも満たしており、かつ、保護者が中体連大会への参加を要望した場合は、部活動顧問会・職員会議等で慎重に審議し、臨時の顧問をつける等して出場に配慮する。

- (1) おおよそ1年以上、個人でスポーツクラブ等に所属し、練習してきた者
- (2) 試合出場のレベルに達している者（中体連以外の試合での成績から判断）
- (3) 学校内外において、授業態度、服装や言動などの生活態度がきちんとしており、学校の代表としてふさわしい生徒であること

#### 6 その他

中体連主催の地区・県の陸上大会・駅伝大会等に出場する場合は全校生徒の中から選抜し、本校職員・生徒でチームを編成し大会へ出場する。